

## 随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 11 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る役務名  
富山県農林水産総合技術センター水産研究所 樹木維持管理業務
- 2 随意契約をした室課の名称及び所在地  
富山県農林水産総合技術センター水産研究所 滑川市高塚 3 6 4
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 23 年 11 月 17 日
- 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称  
滑川市上小泉町 1 8 4 2 番地 1 公益社団法人滑川市シルバー人材センター
- 5 随意契約に係る契約金額  
1 8 3, 2 4 8 円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。